

高額療養費制度および入院時生活療養費の見直しの概要

1 70歳以上の方の高額療養費制度の見直し

【現在】

所得区分	自己負担限度額	
	外来	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み所得	44,400円	80,100円 + 1% < 44,400円 >
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税		15,000円

【平成29年8月～30年7月】

所得区分	自己負担限度額	
	外来	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み所得	57,600円	80,100円 + 1% < 44,400円 >
一般	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 < 44,400円 >
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税		15,000円

【平成30年8月～】

所得区分	自己負担限度額	
	外来	外来+入院 (世帯ごと)
年収1160万円～ 課税所得690万円以上	252,600円 + 1% < 140,100円 >	
年収770万円～ 課税所得380万円以上	167,400円 + 1% < 93,000円 >	
年収370万円～ 課税所得145万円以上	80,100円 + 1% < 44,400円 >	
一般	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 < 44,400円 >
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税		15,000円

< > は、診療月を含む12か月以内に限度額を超える月が4回目以降になる場合

2 70歳以上の方がいる世帯の高額介護合算療養費制度の見直し

【現在】

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得	67万円
一般	56万円
住民税非課税	31万円
住民税非課税	19万円

【平成30年8月～】

所得区分	自己負担限度額
年収1160万円～ 課税所得690万円以上	212万円
年収770万円～ 課税所得380万円以上	141万円
年収370万円～ 課税所得145万円以上	67万円
一般	56万円
住民税非課税	31万円
住民税非課税	19万円

3 入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、平成29年10月および30年4月から段階的に光熱水費相当額の負担を引き上げる。

ただし、難病患者については、引き続き居住費の負担を求めない。